

目次

第1章 会議

 第1節 総則

 第1条(召集)

 第2条(欠席の届出)

 第3条(議席)

 第4条から第6条まで削除

 第7条(議会の開閉)

 第8条(会議時間)

 第9条(休会)

 第10条(会議の開閉)

 第11条(定足数に関する措置)

 第12条(出席催告)

 第2節 議案及び動議

 第13条(議案の提出)

 第14条(一事不再議)

 第15条(動議成立に必要な賛成者の数)

 第16条(修正の動議)

 第17条(先決動議の表決の順序)

 第18条(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

 第3節 議事日程

 第19条(日程の作成及び配布)

 第20条(日程の順序変更及び追加)

 第21条(議事日程のない会議の通知)

 第22条(延会の場合の議事日程)

 第23条(日程の終了及び延会)

 第4節 選挙

 第24条(選挙の宣告)

 第25条(不在議員)

 第26条(議場の出入口閉鎖)

 第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

 第28条(投票)

 第29条(投票の終了)

 第30条(開票及び投票の効力)

 第31条(選挙結果の報告)

 第32条(選挙関係書類の保存)

 第5節 議事

 第33条(議題の宣告)

 第34条(一括議題)

 第35条(議案等の朗読)

 第36条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

 第37条(付託事件を議題とする時期)

 第38条(委員長の報告及び少数意見者の報告)

 第39条(修正案の説明)

 第40条(委員長報告等に対する質疑)

 第41条(討論及び表決)

 第42条(議決事件の字句及び数字等の整理)

 第43条(委員会の審査又は調査期限)

 第44条(委員会の中間報告)

 第45条(再付託)

 第46条(議事の継続)

 第6節 秘密会

 第47条(指定者以外の者の退場)

 第48条(秘密の保持)

第7節 発言

- 第49条(発言の許可等)
- 第50条(一般質問の発言の通告及び順序)
- 第51条(関連質問)
- 第52条(討論の方法)
- 第53条(議長の発言討論)
- 第54条(発言内容の制限)
- 第55条(質疑の回数)
- 第56条(発言時間の制限)
- 第57条(議事進行に関する発言)
- 第58条(発言の継続)
- 第59条(質疑又は討論の終結)
- 第60条(選挙及び表決時の発言制限)
- 第61条(緊急質問等)
- 第62条(準用規定)
- 第63条(発言の取消し又は訂正)
- 第64条(答弁書の配布)

第8節 表決

- 第65条(表決問題の宣告)
- 第66条(不在議員)
- 第67条(条件の禁止)
- 第68条(起立等による表決)
- 第69条(投票による表決)
- 第70条(記名投票)
- 第71条(無記名投票)
- 第72条(選挙規定の準用)
- 第73条(表決の訂正)
- 第74条(簡易表決)
- 第75条(表決の順序)

第9節 公聴会及び参考人

- 第75条の2(公聴会開催の手続)
- 第75条の3(意見を述べようとする者の申出)
- 第75条の4(公述人の決定)
- 第75条の5(公述人の発言)
- 第75条の6(議員と公述人の質疑)
- 第75条の7(代理人又は文書による意見の陳述)
- 第75条の8(参考人)

第10節 会議録

- 第76条(会議録の記載事項)
- 第77条(会議録の配布)
- 第78条(会議録に掲載しない事項)
- 第79条(会議録署名議員)
- 第80条(会議録の保存年限)

第2章 委員会

第1節 総則

- 第81条(議長への通知)
- 第82条(欠席の届出)
- 第83条(会議中の委員会の禁止)
- 第84条(会議の開閉)
- 第84条の2(出席委員に関する措置)

第2節 審査

- 第85条(議題の宣告)
- 第86条(一括議題)
- 第87条(議案等の朗読)
- 第88条(審査順序)
- 第89条(先決動議の表決順序)
- 第90条(動議の撤回)

第91条(委員の議案修正)
第92条(分科会又は小委員会)
第93条(連合審査会)
第94条(証人出頭又は記録提出の要求)
第95条(所管事務の調査)
第96条(委員の派遣)
第97条(議事の継続)
第98条(継続審査)
第99条(少数意見の留保)
第100条(議決事件の字句及び数字等の整理)
第101条(委員会報告書)

第3節 秘密会
第102条(指定者以外の者の退場)
第103条(秘密の保持)

第4節 発言
第104条(発言の許可)
第105条(委員の発言)
第106条(発言内容の制限)
第107条(委員外議員の発言)
第108条(委員長の発言)
第109条(発言時間の制限)
第110条(発言の継続)
第111条(質疑又は討論の終結)
第112条(選挙及び表決時の発言制限)
第113条(発言の取消し又は訂正)
第114条(答弁書の配布)

第5節 委員長及び副委員長の互選
第115条(互選の方法)
第116条(選挙規定の準用)

第6節 表決
第117条(表決問題の宣告)
第118条(不在委員)
第119条(条件の禁止)
第120条(起立による表決)
第121条(投票による表決)
第122条(記名投票)
第123条(無記名投票)
第124条(選挙規定の準用)
第125条(表決の訂正)
第126条(簡易表決)
第127条(表決の順序)

第3章 請願
第128条(請願書の記載事項等)
第129条(請願文書表の作成及び配布)
第130条(請願の委員会付託)
第131条(請願の取下げ)
第132条(紹介議員の委員会出席)
第133条(請願の審査報告)
第134条(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)
第135条(陳情書の処理)

第4章 辞職及び資格の決定
第136条(議長及び副議長の辞職)
第137条(議員の辞職)
第138条(資格決定の要求)
第139条(資格決定の審査)
第140条(決定の通知)

第5章 規律

第141条(品位の尊重)
第142条(携帯品)
第143条(議事妨害の禁止)
第144条(離席)
第145条(禁煙)
第146条(新聞紙等の閲読禁止)
第147条(資料等の配布許可)
第148条(許可のない登壇の禁止)
第149条(議長の秩序保持権)

第6章 懲罰

第150条(懲罰動議の提出)
第151条(懲罰動議の審査)
第151条の2(代理弁明)
第152条(戒告又は陳謝の方法)
第153条(出席停止の期間)
第154条(出席停止期間中出席したときの措置)
第155条(懲罰の宣告)

第7章 議員の派遣

第156条(議員の派遣)

第8章 梯則

第157条(会議規則の疑義に対する措置)

附則

第1章 会議

第1節 総則

(参考)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(平27議会規則1・令3議会規則1・一部改正)

(議席)

第3条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮り、議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(令6議会規則1・一部改正)

第4条から第6条まで 削除

(平26議会規則1)

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣言する。

(会議時間)

第8条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(平18議会規則1・令6議会規則1・一部改正)

(休会)

第9条 厚木市の休日を定める条例(平成元年厚木市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができます。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならぬ。

(平3議会規則1・平26議会規則1・一部改正)

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(令6議会規則1・一部改正)

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(令6議会規則1・一部改正)

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもつて行う。

(令6議会規則1・一部改正)

第2節 議案及び動議

(令6議会規則1・改称)

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(平19議会規則1・令6議会規則1・一部改正)

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。ただし、事情の変更があったときは、この限りでない。

(平26議会規則1・一部改正)

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることはできない。

(令6議会規則1・一部改正)

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者と共に連署して、議長に提出しなければならない。

(平25議会規則1・一部改正)

(先決動議の表決の順序)

第17条 他の事件に先だって表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(令6議会規則1・一部改正)

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(平19議会規則1・令6議会規則1・一部改正)

第3節 議事日程

(日程の作成及び配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(令6議会規則1・一部改正)

(日程の順序変更及び追加)

第20条 議長が必要があると認めるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮り議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(令6議会規則1・一部改正)

(議事日程のない会議の通知)

第21条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(令6議会規則1・一部改正)

(延会の場合の議事日程)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(令6議会規則1・一部改正)

(日程の終了及び延会)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

(令6議会規則1・一部改正)

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(令6議会規則1・一部改正)

(不在議員)

第25条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(令6議会規則1・一部改正)

(議場の出入口閉鎖)

第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条の規定による宣言の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(令6議会規則1・一部改正)

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第27条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(令6議会規則1・一部改正)

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(令6議会規則1・一部改正)

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣言があった後は、投票することができない。

(令6議会規則1・一部改正)

(開票及び投票の効力)

第30条 議長は、開票を宣告した後、3人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(令6議会規則1・一部改正)

(選挙結果の報告)

第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(令6議会規則1・一部改正)

(選挙関係書類の保存)

第32条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第33条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(令6議会規則1・一部改正)

(議案等の朗読)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、第130条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、所管の委員会に付託することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、同項における提出者の説明又は委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(平3議会規則1・平19議会規則1・令6議会規則1・一部改正)

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(令6議会規則1・一部改正)

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第38条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(令6議会規則1・一部改正)

(修正案の説明)

第39条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(令6議会規則1・一部改正)

(委員長報告等に対する質疑)

第40条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対してもまた同様とする。

(令6議会規則1・一部改正)

(討論及び表決)

第41条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(令6議会規則1・一部改正)

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第42条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(令6議会規則1・一部改正)

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は第37条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(令6議会規則1・一部改正)

(委員会の中間報告)

第44条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(令6議会規則1・一部改正)

(再付託)

第45条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(令6議会規則1・一部改正)

(議事の継続)

第46条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(令6議会規則1・一部改正)

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第47条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(令6議会規則1・一部改正)

(秘密の保持)

第48条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第49条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(令6議会規則1・一部改正)

(一般質問の発言の通告及び順序)

第50条 議員は、市の一般事務について発言しようとするときは、あらかじめ議長に発言通告書を提出し、質問することができる。

2 一般質問の発言通告書には、質問の要旨を記載しなければならない。

3 質問者は、議長の定めた期間内に議長に通告しなければならない。

4 発言の順序は、通告順により議長が決める。

5 発言の通告をした者が欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないときはその通告は効力を失う。

(令6議会規則1・一部改正)

(関連質問)

第51条 一般質問を通告した者の発言に関連質問をしようとする者は、通告者の発言が終わった後でなければ発言を求めることができない。

(令6議会規則1・一部改正)

(討論の方法)

第52条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復すことができない。

(令6議会規則1・一部改正)

(発言内容の制限)

第54条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることができない。

(令6議会規則1・一部改正)

(質疑の回数)

第55条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(令6議会規則1・一部改正)

(発言時間の制限)

第56条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員8人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(令6議会規則1・一部改正)

(議事進行に関する発言)

第57条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならぬ。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(令6議会規則1・一部改正)

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(令6議会規則1・一部改正)

(質疑又は討論の終結)

- 第59条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。
- 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。
- 3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
(令6議会規則1・一部改正)
- (選挙及び表決時の発言制限)
- 第60条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。
(令6議会規則1・一部改正)
- (緊急質問等)
- 第61条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、第50条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。
- 2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。
- 3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。
(令6議会規則1・一部改正)
- (準用規定)
- 第62条 質問については、第55条及び第59条の規定を準用する。
(令6議会規則1・一部改正)
- (発言の取消し又は訂正)
- 第63条 発言した議員は、その発言をした定例日を含む厚木市議会の会期等に関する条例(平成26年厚木市条例第15号)第2条の規定により集中して審議する期間中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。
(平26議会規則1・一部改正)
- (答弁書の配布)
- 第64条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。
(令6議会規則1・一部改正)
- 第65条 表決問題の宣告
- 第66条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。
(令6議会規則1・一部改正)
- (不在議員)
- 第67条 表決には、条件を付けることができない。
(起立等による表決)
- 第68条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣言する。
- 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員8人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。
- 3 第1項及び第74条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、押しボタン式投票によって、表決を採ることができる。
- 4 押しボタン式投票を行う場合は、問題を可とする者は投票機の賛成のボタンを、問題を否とする者は投票機の反対のボタンを押すことによって投票する。
(平18議会規則1・令6議会規則1・一部改正)
- (投票による表決)
- 第69条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員8人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。
- 2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。
(令6議会規則1・一部改正)
- (記名投票)
- 第70条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(令6議会規則1・一部改正)

(無記名投票)

第71条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。

(令6議会規則1・一部改正)

(選挙規定の準用)

第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条から第30条まで、第31条第1項及び第32条の規定を準用する。

(令6議会規則1・一部改正)

(表決の訂正)

第73条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第74条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるとときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員8人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(平3議会規則1・全改、令6議会規則1・一部改正)

(表決の順序)

第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(令6議会規則1・一部改正)

第9節 公聴会及び参考人

(平25議会規則1・追加)

(公聴会開催の手続)

第75条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平25議会規則1・追加)

(意見を述べようとする者の申出)

第75条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(平25議会規則1・追加)

(公述人の決定)

第75条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(平25議会規則1・追加、令6議会規則1・一部改正)

(公述人の発言)

第75条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超えるか、又は公述人に不適当な言動があるときは、議長は、発言を制し、又は退席させることができる。

(平25議会規則1・追加)

(議員と公述人の質疑)

第75条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(平25議会規則1・追加)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第75条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(平25議会規則1・追加)

(参考人)

第75条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

(平25議会規則1・追加)

第10節 会議録

(平25議会規則1・旧第9節繰下)

(会議録の記載事項)

第76条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

(平19議会規則1・令6議会規則1・一部改正)

(会議録の配布)

第77条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)する。

(平19議会規則1・全改)

(会議録に掲載しない事項)

第78条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第63条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(令6議会規則1・一部改正)

(会議録署名議員)

第79条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。

(平19議会規則1・一部改正)

(会議録の保存年限)

第80条 会議録の保存年限は、永年とする。

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第81条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第82条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(平27議会規則1・令3議会規則1・一部改正)

(会議中の委員会の禁止)

第83条 委員会は、議会の会議中は開くことができない。

(会議の開閉)

第84条 開議、散会、中止又は休憩は委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(令6議会規則1・一部改正)

(出席委員に関する措置)

第84条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

(令6議会規則1・追加)

第2節 審査

(議題の宣告)

第85条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第86条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができます。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(令6議会規則1・一部改正)

(議案等の朗読)

第87条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審査順序)

第88条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(令6議会規則1・一部改正)

(先決動議の表決順序)

第89条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。

ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(令6議会規則1・一部改正)

(動議の撤回)

第90条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(令6議会規則1・一部改正)

(委員の議案修正)

第91条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第92条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(令6議会規則1・一部改正)

(連合審査会)

第93条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(令6議会規則1・一部改正)

(証人出頭又は記録提出の要求)

第94条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(令6議会規則1・一部改正)

(所管事務の調査)

第95条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(平3議会規則1・平19議会規則1・平25議会規則1・令6議会規則1・一部改正)

(委員の派遣)

第96条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(令6議会規則1・一部改正)

(議事の継続)

第97条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは前の議事を継続する。

(令6議会規則1・一部改正)

(継続審査)

第98条 委員会は、次の会期においてもなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(平26議会規則1・一部改正)

(少数意見の留保)

第99条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第100条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(令6議会規則1・一部改正)

(委員会報告書)

第101条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(令6議会規則1・一部改正)

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第102条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(令6議会規則1・一部改正)

(秘密の保持)

第103条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

第4節 発言

(発言の許可)

第104条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(令6議会規則1・一部改正)

(委員の発言)

第105条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときはこの限りでない。

(令6議会規則1・一部改正)

(発言内容の制限)

第106条 発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(令6議会規則1・一部改正)

(委員外議員の発言)

第107条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(令6議会規則1・一部改正)

(委員長の発言)

第108条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復すことができない。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(令6議会規則1・一部改正)

(発言時間の制限)

第109条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(令6議会規則1・一部改正)

(発言の継続)

第110条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(令6議会規則1・一部改正)

(質疑又は討論の終結)

第111条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(令6議会規則1・一部改正)

(選挙及び表決時の発言制限)

第112条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(令6議会規則1・一部改正)

(発言の取消し又は訂正)

第113条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(令6議会規則1・一部改正)

(答弁書の配布)

第114条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(令6議会規則1・一部改正)

第5節 委員長及び副委員長の互選

(令6議会規則1・改称)

(互選の方法)

第115条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も投票することができる

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(令6議会規則1・一部改正)

(選挙規定の準用)

第116条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(令6議会規則1・一部改正)

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第117条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(令6議会規則1・一部改正)

(不在委員)

第118条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(令6議会規則1・一部改正)

(条件の禁止)

第119条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第120条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(令6議会規則1・一部改正)

(投票による表決)

第121条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(令6議会規則1・一部改正)

(記名投票)

第122条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(令6議会規則1・一部改正)

(無記名投票)

第123条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。

(令6議会規則1・一部改正)

(選挙規定の準用)

第124条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第30条まで及び第31条第1項の規定を準用する。

(令6議会規則1・一部改正)

(表決の訂正)

第125条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第126条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(令6議会規則1・一部改正)

(表決の順序)

第127条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(令6議会規則1・一部改正)

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第128条 請願書には邦文(点字によるものを含む。)を用いて請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合には、その所在地)を記載し、請願者が署名(法人の場合には、その名称の記載及び代表者の署名)又は記名押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になさなければならない。

(平3議会規則1・旧第132条繰上、平13議会規則1・平18議会規則1・令3議会規則1・令6議会規則1・一部改正)

(請願文書表の作成及び配布)

第129条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所(法人の場合には、その所在地)及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載し、同一議員紹介による数件の内容同一のものは、請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(平3議会規則1・旧第133条繰上、令3議会規則1・一部改正)

(請願の委員会付託)

第130条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(平3議会規則1・追加、令6議会規則1・一部改正)

(請願の取下げ)

第131条 請願者は、請願書を会議の議題となるまでの間に取り下げしようとするときは、取下げ願い書により議長の許可を得なければならない。

2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(昭49議会規則2・追加、平3議会規則1・旧第133条の2繰上、平26議会規則1・令6議会規則1・一部改正)

(紹介議員の委員会出席)

- 第132条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。
- 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。
- 3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。
- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(平3議会規則1・旧第134条繫上、令6議会規則1・一部改正)

(請願の審査報告)

- 第133条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。
- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。
- 3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適當と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適當と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(平3議会規則1・旧第135条繫上、令6議会規則1・一部改正)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

- 第134条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならぬものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(平3議会規則1・旧第136条繫上、令6議会規則1・一部改正)

(陳情書の処理)

- 第135条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(平3議会規則1・旧第137条繫上、令6議会規則1・一部改正)

第4章 辞職及び資格の決定

(令3議会規則1・改称)

(議長及び副議長の辞職)

- 第136条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。

(平3議会規則1・旧第138条繫上、平26議会規則1・令6議会規則1・一部改正)

(議員の辞職)

- 第137条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、議員の辞職について準用する。

(平3議会規則1・旧第139条繫上、平27議会規則1・一部改正)

(資格決定の要求)

- 第138条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(平3議会規則1・旧第140条繫上、令6議会規則1・一部改正)

(資格決定の審査)

- 第139条 前項の要求については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(平3議会規則1・旧第141条繫上、平19議会規則1・令6議会規則1・一部改正)

(決定書の通知)

- 第140条 前項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(令6議会規則1・全改)

第5章 規律

(品位の尊重)

- 第141条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(平3議会規則1・旧第143条繫上)

(携帯品)

- 第142条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(平3議会規則1・旧第144条繫上、平18議会規則1・令6議会規則1・一部改正)

(議事妨害の禁止)

第143条 何人も会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。
(平3議会規則1・旧第145条繰上)

(離席)

第144条 議員は、会議中はみだりにその席を離れてはならない。
(平3議会規則1・旧第146条繰上)

(禁煙)

第145条 何人も議場において喫煙してはならない。
(平3議会規則1・旧第147条繰上)

(新聞紙等の閲読禁止)

第146条 何人も会議中は、参考のためにするものほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。
(平3議会規則1・旧第148条繰上、令6議会規則1・一部改正)

(資料等の配布許可)

第147条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならぬ。
(平3議会規則1・旧第149条繰上、令6議会規則1・一部改正)

(許可のない登壇の禁止)

第148条 何人も議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。
(平3議会規則1・旧第150条繰上)

(議長の秩序保持権)

第149条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(平3議会規則1・旧第151条繰上、令6議会規則1・一部改正)

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第150条 懲罰動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第48条第2項又は第103条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(平3議会規則1・旧第152条繰上、令6議会規則1・一部改正)

(懲罰動議の審査)

第151条 懲罰については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(平3議会規則1・旧第153条繰上・一部改正、平19議会規則1・令6議会規則1・一部改正)

(代理弁明)

第151条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(令6議会規則1・追加)

(戒告又は陳謝の方法)

第152条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(平3議会規則1・旧第154条繰上、令6議会規則1・一部改正)

(出席停止の期間)

第153条 出席停止は、7日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(平3議会規則1・旧第155条繰上、令6議会規則1・一部改正)

(出席停止期間中出席したときの措置)

第154条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(平3議会規則1・旧第156条繰上、令6議会規則1・一部改正)

(懲罰の宣告)

第155条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

(平3議会規則1・旧第157条繰上)

第7章 議員の派遣

(平14議会規則1・追加)

(議員の派遣)

第156条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(平14議会規則1・追加、平20議会規則1・一部改正)

第8章 補則

(平14議会規則1・旧第7章繰下)

(会議規則の疑義に対する措置)

第157条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

(平3議会規則1・旧第158条繰上、平14議会規則1・旧第156条繰下、令6議会規則1・一部改正)

附 則

1 この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

2 厚木市議会会議規則(昭和34年議会規則第1号)は、廃止する。

附 則(昭和49年議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年議会規則第1号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。